

山 監 査 第 1 8 1 号

令和8年（2026年）3月30日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会

3 報告書提出年月日

令和8年3月30日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

教育委員会

教育総務課、社会教育課、津布田会館、青年の家及び歴史民俗資料館

#### 3 監査の期間

令和8年2月12日から令和8年3月30日まで

#### 4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

#### 5 監査の方法

今回の監査は、令和7年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

#### (1) 納入済等通知書について

施設使用料、コピー料及び電話料の指定金融機関への入金原則の7日を超え、1か月から長いもので3か月程度と依然として長く、不適切である。

(令和3年度及び令和5年度Cランク指摘事項)

⇒ 平成26年6月に示された「公金収納と管理適正化の方策」において「収納した現金は可能な限り速やかに指定金融機関に払い込む。」としており、事故防止の観点からも施設での長期保管は不適切である。払込み時期を改善されたい。

【津布田会館】

(2) 納入済等通知書について

申請書に対して許可書が発行されているもので、使用料が納入されていないものがある。(申請日 8 月 1 日、許可日 8 月 1 日、許可番号 4 5 0 7、使用料 7 0 円)

⇒ 原因を確認し、適切に対処されたい。

【青年の家】